参考資料２

水質総量規制制度の概要

第４条の２　総量削減基本方針

指定項目

○　ＣＯＤ（現行）
（令第４条の２で指定）

指定水域　（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）

○　特定の広域的な閉鎖性水域
（令第４条の３で指定）

知　　事 ← 意見聴取 ―

指定地域

○　原則として指定水域に流入する汚濁発生源を有する地域
（令第４条の４で指定）

↓

公害対策会議 ― 議を経る →

総量削減基本方針

○　指定水域ごとに内閣総理大臣が定める
○　現実的に対応可能な範囲で目標値の設定
（策定方式は令で定める）

知　　事 ← 意見聴取 ―
← 通　　知 ―

【方針の内容】
①　指定水域における発生源別削減目標量
②　都道府県に削減目標量の割当て
③　総量削減の基本的事項（イ．産業　ロ．生活　ハ．その他）
④　目標年次

↓

公害対策会議
議を経る
↓
内閣総理大臣 ― 同　　意 →

関係市町村長 ← 意見聴取 ―

総量削減計画

○　都道府県ごとに知事が作成

【計画の内容】
①　発生源別の削減目標量
（イ．産業　ロ．生活　ハ．その他）
②　削減の方途（イ．総量規制基準
ロ．下水道の整備等　ハ．その他）

国及び地方公共団体 → 計画達成の努力

↓

総量規制基準

（知事が規則で示す指針に従って定める）
①　事業場ごとに適用
②　許容限度は１日当たり（負荷量＝届出排水量×一定濃度）
【濃度基準は併行運用】

指定地域内事業場

（規則で規模を定める）
○　水質汚濁防止法で規定する特定事業場（排水量50m3／日以上の工場、下水終末処理場、し尿処理場、大規模浄化槽）
○　指定地域内事業場は

負荷量測定方法の届出・負荷量の測定・記録 をする。

（規則で技術的基準等を定める）

総量規制基準の遵守

（直罰制はとらない。但し濃度基準には直罰を適用）
○　命令違反者に対して罰則の適用

指定地域内事業場以外の汚濁発生源に対しては、

指導・助言・勧告 をする。

（総量削減計画に基づいて知事が行う）
①　未規制業種・小規模事業場（50m3／日未満）
②　小規模生活排水（201人槽未満）
③　養殖漁場
④　畜舎排水
⑤　その他

↓

報告徴収・立入検査※

※　指定地域内事業場以外の汚濁発生源に対しては報告徴収

↓

負荷量監視体制

（知事は負荷量・水質等について常時把握する）
①　測定計画
②　テレメータ
③　その他